

松阪市波留運動公園条例

改正後	改正前
<p>(使用時間) 第4条 運動公園の使用時間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p>	<p>(使用時間) 第4条 運動公園の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p>
<p>(使用料) 第5条 第2条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料) 第5条 運動公園の使用料は、当分の間徴収しない。</p>
<p>(使用料の減免) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>	
<p>(使用料の還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	
<p>(原状回復の義務) 第8条 (略)</p>	<p>(原状回復の義務) 第6条 (略)</p>
<p>(損害賠償の義務) 第9条 (略)</p>	<p>(損害賠償の義務) 第7条 (略)</p>
<p>(委任) 第10条 (略)</p>	<p>(委任) 第8条 (略)</p>

改正後

改正前

別表第1（第4条関係）

使用時間

施設名	時間区分	時間
ソフトボール場 テニスコート バスケットコート	午前	9時から12時まで
	午後	13時から17時まで

別表第2（第5条関係）

使用料

施設名	時間区分	使用料
ソフトボール場	午前	810円
	午後	890円
テニスコート	午前	630円
	午後	650円
バスケットコート	午前	630円
	午後	650円

備考 2つの時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により定めた使用料の合計額とする。